

# SNS 動画を活用した山梨県の魅力発信業務仕様書

## 1 業務の目的

山梨県はこれまで、地域資源の PR を通じて地域ブランド「やまなし」の価値向上や認知向上に取り組んできた。一方で、新型コロナウイルス感染症に対して本県が全国に先駆けて導入した感染症対策と経済活動を両立させる「やまなしグリーン・ゾーン認証制度」は、多くの耳目を本県に集めることになり、「やまなし」という地域のブランドイメージの向上には、地域資源のみならず、山梨県が進める各種の先進的な政策を PR することも有効であることがわかった。

こうした状況を踏まえ、本県が取り組む各種の政策を幅広い世代にわかりやすく PR するため、SNS 動画を活用した本県の魅力発信事業を実施する。

## 2 業務委託名称

SNS 動画を活用した山梨県の魅力発信業務委託

## 3 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

## 4 委託業務概要

### (1) 動画コンテンツの企画・作成・配信

山梨県の政策の内容やそれが目指す姿を分かりやすく伝えるための動画を企画・作成し、山梨県の SNS アカウントにおいて運用する。

### (2) SNS 広告

(1) で作成した動画の視聴数を高めるため SNS において広告を実施する。

## 5 委託業務

### (1) 動画コンテンツの企画・作成・配信

#### ① 全体的事項

- ・ 閲覧者に訴求する動画を配信するために、本県の SNS アカウントを運用すること。
- ・ なお、運用するアカウントは、既存のアカウントを使用、または新たにアカウントを取得して使用するものとし、委託契約締結後、山梨県と協議の上決定する。新規アカウントを作成する場合、アカウントに関する権利は県に帰属し、委託契約終了後も継続して県が使用できることとする。
- ・ 提案には、この取り組みにおける KPI とその KPI を設定する理由、効果検証の方法を記載すること。

## ②動画の企画・作成・配信

- ・いかにして閲覧してもらえるかを考えるとともに、山梨県が進める政策についてわかりやすく解説し、より深く知りたくなるような工夫をすること。
- ・動画の企画・作成・配信に当たり、どのようなプラットフォームを活用するか、そのプラットフォームを選択する理由と併せて提案すること。なお、活用するプラットフォーム数は限定しない。
- ・山梨県と事前調整・確認を行って作成すること。
- ・山梨県及び関係する団体の信用やブランド価値を損なうことのないよう動画の作成を行うこと。

## ③作成する動画

- ・山梨県が指定する政策テーマについて、テーマごとに動画を作成し、発信すること。政策テーマは次の5つとし、具体的な内容については県と協議の上、決定すること。

テーマ	PR 内容
福祉・介護	県のユニークな福祉施策（引きこもり対策・介護待機者ゼロ等）
教育	県の少人数学級・ICT 教育の取組
子育て	子育て環境日本一に向けた挑戦
水素・燃料電池	最先端を走るグリーンエネルギー（P2G システム等）
機械電子産業・メディカルデバイスコリドー	県の産業構造の実態（機械電子産業の集積地）と未来予想図（医療関連企業集積）

- ・政策テーマに加え、多くの人の関心を集めるために、山梨県の魅力に関するテーマを設定し、山梨県を PR する動画を作成発信すること。
- ・上記 2 つの方向性で作成する動画数や配信スケジュールについても具体的に提案すること。

## ④その他、本業務の目的達成のために有効な業務

- ・本業務との連携により効果が見込める独自の提案があれば実施すること。

## (2) SNS 広告

### ①全体的事項

- ・動画コンテンツの再生数を伸ばすために、SNS における広告を掲出すること。
- ・広告の実施に当たっては、実施時期や内容について県と協議すること。
- ・実施に当たり疑義等が生じる場合には県と受託者が協議するものとする。

### ②その他、本業務の目的達成のために有効な業務

- ・本業務との連携により効果が見込める独自の提案があれば実施すること。

## (3) 独自の提案

- 上記（1）、（2）との連携により効果が見込める独自の提案があれば実施すること。

## 6 業務実施体制

事業の実施に当たっては、山梨県との協議、関係者への連絡調整などが迅速に行えるよう体制を整えること。経費の執行については、費用対効果を十分に考慮し行うこと。

### (1) 業務実施責任者

- ① 受託者は、本業務委託を指揮する業務実施責任者を配置すること。
- ② 業務実施責任者は、企画立案・実施のほか、本業務従事者を十分指導して業務を実施させること。
- ③ 業務実施責任者は、PR場所の管理者や関係者との交渉、連絡調整を行うこと。
- ④ 業務実施責任者は、山梨県との連絡を密に行い、業務を進め、遅滞なく業務が遂行できるよう人員、体制の確保を行うこと。
- ⑤ 業務実施責任者は、本業務を安全に実施できるよう管理を行うこと。
- ⑥ 業務実施責任者は、経費・事業内容等、山梨県から報告を求められた際は速やかに対応すること。
- ⑦ 受託者は、やむを得ない場合を除き、業務実施責任者を変更しないこと。
- ⑧ 受託者は、契約締結後速やかに業務実施責任者の氏名等を山梨県に通知すること。

### (2) 業務従事者

- ① 業務従事者は、業務実施責任者とともに本業務に係る企画立案・PR業務を行うこと。
- ② 受託者は、契約締結後速やかに業務従事者の氏名等を山梨県に通知すること。

## 7 事業報告

### (1) 事業成果の報告等

委託業務が終了したときは、委託契約業務完了報告書を、山梨県に提出するものとする。

### (2) 事業成果の帰属等

- ① 委託業務により受託事業者が制作した成果物及び業務中に制作した資料に関し、所有権に加え、意匠権を受ける権利、商標権を受ける権利、著作権等、全ての知的財産に関する権利は、全て山梨県に帰属するものとする。
- ② 委託業務より知り得た秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報について、委託業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。

## 8 留意事項

- (1) 委託業務を総括する責任者を置き、山梨県と常時連絡が取れる体制とすること。
- (2) 委託業務の遂行に際しては、SNS 動画を活用した山梨県の魅力発信業務委託に係る企画提案公募要領に基づき選定された企画提案書の内容及び実施手法等について、一部修正又は調整等を行う場合があること。

- (3) 受託事業者は、委託業務の履行に当たって契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに山梨県と協議を行うこと。
- (4) 委託業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (5) 委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務に係る資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務が終了した年度の翌年度から5年間保存しておくこと。

## 9 その他事項

- (1) 委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、委託業務の一部の再委託又は一部を請け負わせることについては、事前に山梨県の承諾を得るものとする。
- (2) 委託業務に必要な資機材は、受託事業者が用意すること。
- (3) 受託事業者は、新型コロナウイルス感染症拡大等のやむを得ない事情によるほか、事業目的を達成するために、より効果的な手法がある場合又は受託業務執行上やむを得ない事情が発生した場合は、本仕様書の内容について山梨県と協議することができるものとする。
- (4) 委託業務において制作したPR資材等の電子データを、山梨県が指定する方法により、成果品として提出すること。成果品についての諸権利は山梨県に帰属する。
- (5) 本仕様書に記載されていない事項については、山梨県の指示に従うものとする。
- (6) 契約締結後、速やかに業務実施に係る計画書（実施内容、スケジュール等を記載）を提出し、山梨県の承認を得ること。また、業務の実施に当たっては、山梨県と十分協議した上で実施するものとする。